給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....

報

毎週火・金曜日発行

3月31日

(木曜日)

### 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則... 公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則 目 次

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

Щ

П 県 人 事 委 員 会

Щ

## 山口県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 職員の任用に関する規則 (昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号) の一部を次の

中五を六とし、四の次に次のように加える。 別表中六を七とし、同表の五中10から12までを削り、 13を10とし、14を11とし、 同表

五 もつて充てる職 獣医師法 (昭和二十四年法律第百八十六号)の規定に基づく獣医師である職員を

める。

則

この規則は、

平成二十三年四月一日から施行する

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十三年三月三十一日

### 平成 23 年

Щ

県

人

事

委

員

会

. 四 四 号)の一部を次のように改正する。 山口県人事委員会規則第三号 公益的法人等への職員の派遣に関する規則(平成十四年山口県人事委員会規則第一 公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

つ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える 第二条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ず 地方独立行政法人山口県立病院機構 第

第二条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削り、

十二号を第九号とし、第十三号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する

初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

Щ 県 人 事 委 員 会

# 山口県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

八号)の一部を次のように改正する 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和四十四年山口県人事委員会規則第十

床検査技師採用試験」」を削る。 第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中「、「診療放射線技師採用試験」、

別表第一のへ 医療職給料表 ()級別標準職務表一級の項及び ()級の項を次のように改

別表第 缀 缀 の  $\overline{\phantom{a}}$ 宗 崇 光 、 光 務 報 医 |当高度の知識経験が必要と認められる栄養士等の職務 理学療法士又は作業療法士 TX() 「栄養士等」 という。

める。 療職給料表□級別標準職務表五級の項及び六級の項を次のように改

0 () 缀 燄 病院の栄養管理部の副部長の職務 病院等の困難な業務を処理する主任の職務 児童福祉施設又は身体障害者福祉センターの主査の職務 高等学校等の困難な業務を処理する栄養主任の職務 病院の困難な業務を掌理する栄養管理部の副部長の職務 身体障害者福祉センターの主幹の職務

別表第 のへ 医療職給料表□級別標準職務表七級の項を削る。

師長若しくは」 表三級の項中「 別表第一のト を削り、 医療職給料表三級別標準職務表二級の項中「野醂部又は」 同表五級の項及び六級の項を次のように改める。 同表四級の項中「 を 削 ij 着 同

6 () 缀 級 主幹の職務 N> 主査の職務 高度の知識経験が必要と認められる主任の職務

別表第一 のト 医療職給料表三級別標準職務表七級の項を削る。

める。 別表第一のチ 教育職給料表①級別標準職務表三級の項及び四級の項を次のように改

ಶ್

Щ

4 ೦ು 额 额 6 できょべち総合教育支援センターの主査の職務
7 育成学校の相当困難な業務を処理する児童自立支援専門
7 育成学校の相当困難な業務を処理する児童自立支援専門
7 高等学校の校長の職務
2 中等教育学校の校長の職務
3 特別支援学校の校長の職務
4 育成学校の校長の職務
5 衛生看護学院の相当困難な業務を処理する院長の職務
6 萩看護学校の相当困難な業務を処理する校長の職務
7 やまぐち総合教育支援センターの部長の職務 第等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務 が成学校の副校長の職務 近生看護学院の院長の職務 に看護学校の校長の職務 近生看護学院又は萩看護学校の相当困難な業務を処理する教頭の |立支援専門員の職務

別表第二の ^ 医療職 給料表 、級別資格基準表の備考以外の部分を次のように改め

作業療 法士		理学療法士		· 大				職種		
作業療法 士採用試 験		理学療法 士採用試 験		短大卒業程度		大学卒業 程度		界		
法 試		批 撰		辨		辨		舜		
)	短大3卒		短大3卒		短大卒		大学卒		学歴免許等	
0		0		0				_		
_		_	_	2.5	2.5	0		級 2級 3級 4級 5級 6級	職	
6	57	6	5	∞	5	5	5	3 緞	務	
9	Cu	9	W	//	Cu	∞	Cu	4級	9	
/3	4	/3	4	/5	#	/2	#	5級	級	
/7	#	/7	#	/9	#	16	#	6級	, ,	

科衛生士及び歯科技工士」を「栄養士、理学療法士及び作業療法士」に改める。 射線技師、臨床検査技師、 別表第二のト 別表第二のへ 医療職給料表三級別資格基準表の備考以外の部分を次のように改め 医療職給料表□級別資格基準表の備考2中「無型哥」 衛生検査技師、 臨床工学技士、理学療法士、 作業療法士、 診療放 胀

淮 養	鱼类里	ル 神 神 神	職種		
准看護師 養成所卒		À	学歴免許等		
0			/級		
明点の	0		2級	職	
別金の	7	7	3級	務	
別に別に別に 完め定め定め る る る	9	2	4級	0	
	//	2	級 2級 3級 4級 5級 6級	級	
·	/8	7	6級		

ಶ್ಠ

9

を次のように改正する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ

П

県

人

事

委

員

会

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号)の一

部

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号を次のよう 第四条中「(以下「医療保健施設」という。)」を削る。

第六条中「医療保健施設又は」及び「助産師、 、」を削る。

第七条第三項第二号中「勤務する」の下に「院長、」を加える。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Щ П 県 人 事 委 員

会

## 山口県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次

1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。 別表第一総合医療センターの項及びこころの医療センターの項を削り、 同表の備考中

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

発発 行行 人所

山山  $\Box_{\,\Box}$ 

示 知<sup>県</sup>

事庁

四